

対策③

「多死社会」でも安らかに逝ける
日本での「尊厳死」の必要書類

出生数の多い団塊世代が後期高齢者になると、日本は本格的な「多死社会」となる。普段から子供や周囲と意思疎通ができていないと、いざというときに望んだような「死に方」ができない可能性がある。

リストの太田差恵子氏が言う。

「家族に負担をかけないためにも、前もって自らの死に向き合っておきた

介護・暮らしジャーナ

「死に方」ができない可能性がある。

入会には3つの条件への同意が必要!

友人やかかりつけ医、ケアマネジャーなど誰でもOK!

上記と違う人でも同じ人でもOK!

リビング・ウィルは最期の意思表示になる

リビング・ウィル — Living Will
— 終末期医療における事前指示書 —

1. 死期が迫っていると診断された時に死期を延ばすためだけの延命措置を断る。
2. ただし、苦痛を和らげるための十分な緩和医療は行なってもらう。
3. 回復不能な持続的植物状態に陥った時は生命維持措置を取りやめる。

神内は必ずお書きください	申込日	2022年 2月××日
フリガナ ヒトツバシタロウ	性別	男
氏名 一ツ橋太郎	生年月日	××××年 2月××日
TEL 03-××××-××××		
住 所 千代田区一ツ橋2-3-1	携帯	090-××××-××××

メールアドレス taro@×××.com

私が自分で、この指示書に署名したことを、以下の方が証明しました。

氏名 小学一郎 私との関係(友人) 連絡先 千代田区神保町×-×-×

私が自分で自分の意思を正常に伝えられない状態に陥った時は、以下の方に私の意思を確認してください。

氏名 一ツ橋花子 私との関係(妻) 連絡先 千代田区一ツ橋2-3-1

3つの条件は尊厳死協会ホームページに掲載の事前指示書の文面をもとに作成。

「昔は必ず延命措置が行なわれ、最期まで患者の体から管が抜けませんでした。最近では本人の意思を尊重するようになりました。私的な文書であるリビング・ウィルに法的な拘束力はありませんが、日本尊厳死協会によると、会員の約9割が死に際して本人の意思を尊重してもらったそうです」(太田氏)

日本尊厳死協会は、協会の基本方針3か条に同意し、入会申込書に本人と家族や友人、かかりつけ医などが署名すると入会できる(別掲図)。

「生前遺言書」とも称されるリビング・ウィルは妻や家族はもちろん、できるだけ周囲の人と共有しておくことが大切です。会員にコピーをお渡しするので、かかりつけ医やケアマネ、民生委員など可能な限り多くの人に思いを伝えておきましょう。会員証で意思表示もできるので、携帯しておくことが望ましいです。実際に会員が外出先で急に倒れた際に搬送先の医師から、「患者が尊厳死協会の会員証を持っている。手術しても植物状態になると予見されるので、患者の意思を確認したい」との連絡を受けたことがあります。そのときは会員であることを確認し、意思に変更がないことをお伝えしました」

い。自分の意思を表明していないと、延命治療で必要以上に苦しんだり医療費がかさむうえ、家族にも「これで良かったのか……」と、後々まで後悔の念を残しかねません」

重要なのは、本人の意思を文書で残しておくことだ。それには、「リビング・ウィル」などの作成と保管を検討したい。

「最もシンプルな方法として、100%の効力とは言えませんが、健康保険証の裏側に『私は、延命治療は必要ありません』とサインしておく手もあります。自筆で記入するのが重要で、この場合も作成したら家族や友人などに伝えておきましょう」(前出・太田氏)

「多死社会」でも安らかに逝ける

そのうえで、「どこで最期を迎えたいか」「希望しない延命治療」などを別紙の「私の希望表明書」に記入し、入会登録すると作成したリビング・ウィルが協会に保管される(年会費2,000円、終身会費は7万円)。

日本尊厳死協会事務局次長の江藤真佐子氏が仕組みを解説する。